

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山市内山下  
二丁目4番6号

## 教育委員会

### ●岡山県教育委員会規則第二十三号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

岡山県教育委員会

#### 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(趣旨)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。)  
第二十条の規定に基づき、岡山県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)(の所  
管に係る教育職員の免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習(免許法  
第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)(の課程を修了した  
ことについての確認(以下「更新講習修了確認」という。)(に関し必要な事項は、こ  
の規則の定めるところによる。

(講習を受講できる者)

第二条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条第一項第一号の  
免許管理者が定める者は、岡山県内の公立学校の教育職員として任命された者のう  
ち、任命権者の要請に応じ、引き続き岡山県内の教育委員会の職員となっているもの  
であつて、次に掲げるものとする。

- 一 教育長の職にある者
  - 二 教育委員会の事務局に置かれる部課(学校教育又は社会教育に関する専門的事項  
の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)(の長その他これに準ずる職にある  
者
  - 三 教育機関(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所  
掌するものに限る。)(の長その他これに準ずる職にある者
  - 四 前三号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に  
関する事務に従事する者
- 2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者  
とする。
- 一 岡山県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応

じ、引き続き国、岡山県又は岡山県内の市町村、国立大学法人(国立大学法人法(平  
成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第三条第  
二項において同じ。)(、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百  
十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)(若しくは独立行政法  
人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立  
行政法人をいう。)(の職員となっているものであつて、学校教育又は社会教育に関  
する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 岡山県内に学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する  
学校をいう。)(を設置する学校法人の理事

三 前二号に掲げる者のほか、前二号に準ずる者として県教育委員会が認める者  
(更新講習修了確認を受ける義務を課す者)

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九  
号。以下「改正省令」という。)(附則第三条第二号の免許管理者が定める者は、前条  
第一項に規定する者とする。

2 改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 岡山県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応  
じ、引き続き岡山県又は岡山県内の市町村若しくは国立大学法人の職員となつてい  
るものであつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務  
に従事しているもの

二 岡山県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校  
を設置する学校法人の理事

三 前二号に掲げる者のほか、前二号に準ずる者として県教育委員会が認める者  
(講習を受講する必要がない者)

第四条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「施行規則」  
といたう。)(第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十条第一項第二号の免許管理者  
が定める者は、第二条第一項に規定する者とする。

2 施行規則第六十一条の四第四号の免許管理者が定める者は、第二条第二項に規定す  
る者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、前条第二項に規定す  
る者とする。

(優秀教員表彰)

第五条 施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号に規定す  
る表彰は、次に掲げるもの(免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教  
育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」  
といたう。)(附則第二条第三項に規定する修了確認期限までの十年間に行われたものに  
限る。)(とする。

一 文部科学大臣による表彰

二 岡山県教育委員会表彰規則(昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十一号)第二  
条の個人の表彰

(有効期間の更新の申請)

第六条 免許法第九条の二第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 有効期間更新申請書(様式第一号)
- 二 免許状の写し、免許状授与証明書又は施行規則第六十一条の十の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新若しくは延長に関する証明書
- 三 免許法第七条第四項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第六十一条の四に該当する者が申請する場合における免許法第九条の二第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 免許状更新講習免除による有効期間更新申請書(様式第二号)
- 二 前項第二号に掲げる書類
- 三 前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(有効期間の延長の申請)

第七条 施行規則第六十一条の九第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 有効期間延長申請書(様式第三号)
- 二 前条第一項第二号に掲げる書類
- 三 免許法第九条の二第五項のやむを得ない事由を証する書類

(旧免許状所持者の申請)

第八条 改正省令附則第九条第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 改正省令附則第九条第一項第一号の規定による申請
  - イ 更新講習修了確認申請書(様式第四号)
  - ロ 免許状の写し、免許状授与証明書、改正省令附則第十五条に規定する更新講習修了確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第三項第三号の確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書又は改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定に関する証明書
- 二 改正省令附則第九条第二項第二号の規定による申請
  - イ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第三項第三号の確認申請書(様式第五号)
  - ロ 前号ロ及びハに掲げる書類
- 三 改正省令附則第九条第一項第三号の規定による申請
  - イ 修了確認期限延期申請書(様式第六号)
  - ロ 第一号ロに掲げる書類

八 改正法附則第二条第四項前段に規定するやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類

四 改正省令附則第九条第一項第四号の規定による申請

イ 免許状更新講習免除申請書(様式第七号)

ロ 第一号ロに掲げる書類

ハ 第五条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

二 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者(平成二十年文部科学省告示第五十一号)に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(証明書の再交付)

第九条 施行規則第六十一条の十又は改正省令附則第十五条の証明書の再交付を受けようとする者は、証明書再交付申請書(様式第八号)を県教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

2 教育職員の免許状に関する規則(昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事項は、」の下に「別に定めのあるもののほか、」を加える。

岡山県  
紙 証 入 印 消  
こと。

有効期間更新申請書

岡山県教育委員会 殿

年 月 日

フリガナ氏名	印	生年月日	年 月 日
現住所	電話	本籍地	
勤務（予定）校・機関	職名		

（注） 「勤務（予定）校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第1項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請します。

1 更新を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

（注） 1 ①免許状の写し，②授与権者が発行する免許状授与証明書，③有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付してください。  
2 記入欄が不足する場合は，枠を拡大し，若しくは行を追加して記入し，又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 修了し，又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導，生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	

（注） 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。  
2 「対象免許種」欄は，教諭（幼稚園，小学校，中学校，高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を，養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を，栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください（複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲んでください）。

岡山県  
紙  
証  
入  
山  
県  
印  
（消印をしない）  
こと。

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

フリガナ 氏名	印	生年月日	年 月 日
現住所	電話	本籍地	
勤務（予定）校・機関	職名		

（注） 「勤務（予定）校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除による免許状の有効期間の更新を申請します。

1 更新を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

（注） 1 ①免許状の写し，②授与権者が発行する免許状授与証明書，③有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付してください。  
2 記入欄が不足する場合は，枠を拡大し，若しくは行を追加して記入し，又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 免許状更新講習の受講の免除事由：  
（注）表彰を受けたことによる場合は，表彰を行った主体も記入してください。

〔証明者記入欄〕（注）上記2の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は，教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

岡山県  
収入証紙  
(消印をしない)  
こと。

有効期間延長申請書

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

フリガナ氏名	印	生年月日	年 月 日
現住所	電話	本籍地	
勤務校・機関	職名		

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の9の規定により、免許状の有効期間の延長を申請します。

1 延長を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- (注) 1 ①免許状の写し, ②授与権者が発行する免許状授与証明書, ③有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。  
2 記入欄が不足する場合は, 枠を拡大し, 若しくは行を追加して記入し, 又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

- 2 延長前の有効期間:                   年 月 日
- 3 延長を申請する有効期間:       年 月 日
- 4 延長事由:                           (   年 月 日～   年 月 日)

〔証明者記入欄〕(注) 上記4の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は, 教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印



様式第5号（第8条関係）

岡山県  
紙  
入  
証  
明  
書  
（  
消  
印  
を  
し  
な  
い  
）  
収  
入  
こ  
と。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書

岡山県教育委員会 殿 年 月 日

フリガナ氏名	印	生年月日	年	月	日
現住所	電話	本籍地			
勤務（予定）校・機関	職名				

（注） 「勤務（予定）校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

（注） 1 ①免許状の写し，②授与権者が発行する免許状授与証明書，③更新講習修了確認証明書，④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期

されている場合は修了確認期限延期証明書，前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。  
2 記入欄が不足する場合は，枠を拡大し，若しくは行を追加して記入し，又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 修了し，又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化，教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日

（注） 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。

岡山県  
収入証紙  
〔消印をしない〕  
こと。

修了確認期限延期申請書

岡山県教育委員会 殿 年 月 日

フリガナ氏名	印	生年月日	年 月 日
現住所	電話	本籍地	
勤務校・機関	職名		

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、修了確認期限の延期を申請します。

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 1 ①免許状の写し, ②授与権者が発行する免許状授与証明書, ③更新講習修了確認証明書, ④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書(修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書, 前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書)のいずれかを添付してください。  
2 記入欄が不足する場合は, 枠を拡大し, 若しくは行を追加して記入

し, 又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 延期前の修了確認期限: 年 月 日

3 延期を申請する修了確認期限: 年 月 日

4 延期事由: ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

〔証明者記入欄〕(注) 上記4の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は, 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 印

岡山県  
紙 入 証 入  
（消印をしない）  
こ こと。

免許状更新講習免除申請書

岡山県教育委員会 殿

年 月 日

フリガナ 氏 印	生年月日	年 月 日
現住所	電話	本籍地
勤務校・機関	職名	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧書き及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

（注）1 ①免許状の写し，②授与権者が発行する免許状授与証明書，③更新講習修了確認証明書，④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書，前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。  
2 記入欄が不足する場合は，枠を拡大し，若しくは行を追加して記入

し，又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 免許状更新講習の受講の免除事由：  
（注）表彰を受けたことによる場合は，表彰を行った主体も記入してください。

〔証明者記入欄〕（注）上記2の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

岡山県  
紙  
証  
入  
収  
（消印をしない）  
こと。

証明書再交付申請書

岡山県教育委員会 殿

年 月 日

フリガナ 氏	印	生年月日	年	月	日
現住所	電話	本籍地			
勤務（予定）校・機関	職名				

（注）「勤務（予定）校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成20年岡山県教育委員会規則第23号）第9条の規定により、証明書の再交付を申請します。

1 再交付を申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）

- (1) 有効期間更新証明書
- (2) 有効期間延長証明書
- (3) 更新講習修了確認証明書
- (4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書
- (5) 修了確認期限延期証明書
- (6) 免許状更新講習免除証明書

2 破損し、又は紛失した証明書の交付年月日： 年 月 日

3 破損又は紛失の理由

4 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

5 免許状の有効期間の末日又は免許状更新講習修了確認期限： 年 月 日